

## 秋田県小学生バレーボール連盟競技運営要綱(改正資料)

### 1 目的

本要綱は、秋田県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という）が主催及び主管する大会の競技・運営において、各関係者（大会役員、大会に参加するベンチスタッフ及び選手並びに選手の保護者等をいう）が遵守すべき事項について定めることにより、その安全・安心の確保と他に誇れる大会運営に資することを目的とする。

### 2 県大会の種別及び共通事項等

(1) 県小連が主催若しくは主管する秋田県大会の区分及び出場チーム数等は下表のとおりとする。

	大会名	区分	出場 チーム数	「エントリー資格 他」
1	全日本バレーボール 小学生大会秋田県大会	女子	16	<p>・大会は各地区持ち回り開催とする。</p> <p>・女子16チームは、各地区小連で予選を行い、代表チームを決定する。</p>
		男子	フリー	
		混合	フリー	
2	東北選手権出場選考大会	女子	8	<p>・全日本バレーボール小学生大会秋田県大会女子ベスト8チーム 男子と混合はベスト4チームとする。</p>
		男子	4	
		混合	4	
3	秋田県スポーツ少年団 バレーボール交流大会		フリー	<p>・出場団体及びその指導者、他ベンチスタッフは秋田県スポーツ少年団に登録していること。</p>
4	全国スポーツ少年団 バレーボール交流大会 秋田県大会		フリー	<p>・男子の試合は6年に1回開催するが、そのほかの年は、<u>藤田杯争奪バレーボール大会</u>とする。</p>
5	<del>U10(キッズ) バレーボール交流大会</del>		フリー	<p><del>・秋田県内の小学校および各種学校に在籍している4年生以下の男女であれば参加可能とする。 削除</del></p>
6	全県新人小学生 バレーボール選抜大会	女子	16	<p>・女子16チームは各地区小連で予選を行い、代表チームを決定する。</p>
		男子	フリー	
		混合	フリー	

- (2) 各県大会共に出場チームの構成及び参加資格は上部大会の要項に準ずるが、別に設ける場合がある。  
また、参加するチームは、開会式がある場合はプラカードを持参すること。なお、全国スポーツ少年団バレーボール交流大会秋田県大会で開会式がある場合は、スポーツ少年団旗を持参すること。
- (3) コート設営は、大会関係者及び出場チームが積極的に行う。設営後修正が必要な場合は、競技委員長  
長の判断の下で審判委員会と協力し、個人では行わないこと。
- (4) 出場チーム及びその応援団は、監督の責任のもと、体育館の使用上の注意事項及び競技上の諸規則を遵守し、その徹底を図ること。

### 3 組み合わせ抽選の要領

次の大会の組合せの抽選は、当該大会競技委員長が主宰し、参加チーム代表が定められた順位に従ってこれを行う。

#### (1) 抽選方法（抽選の原則）

##### ① 全県新人小学生バレーボール選抜大会

- ・ 第1～第4シードは、各地区予選大会の第1位チームとし、抽選によりシード位置を決定する。
- ・ 第5～第8シードは、各地区予選大会の第2位チームとする。その際、同一地区の第1～第4シードチームとは反対ゾーンに入る。
- ・ シード以外は、フリー抽選とするが1回戦については、各地区同士が対戦しないように配慮し、同一ゾーン単一地区が集中しないように抽選する。

##### ② 全日本バレーボール小学生大会秋田県大会

- ・ 第1～第4シードは、各地区予選大会の第1位チームとし、抽選によりシード位置を決定する。
- ・ 第5～第8シードは、各地区予選大会の第2位チームとする。その際、同一地区の第1～第4シードチームとは反対ゾーンに入る。
- ・ シード以外は、前項①と同じとする。

##### ③ 東北選手権出場選考大会

- ・ 女子の場合は前項②の大会の優勝 準優勝をシードする。優勝チームに敗れたチームを第3シード、準優勝チームに敗れたチームを第4シードとする。
- ・ 男子と混合の場合は前項②の大会の優勝 準優勝をシードする。シード以外は、フリー抽選とする。

##### ④ 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会秋田県大会

- ・ 第1～第4シードは、①・②・③の各大会におけるトータルポイントとする。但し、それぞれのポイント数は、優勝が「8」・準優勝が「5」・第3位が「3」・第4位が「2」とし、第5～第8シードは高ポイントのチームから順次シードを決定する。
- ・ シード以外は、フリー抽選とするが1回戦については、各地区同士が対戦しないように配慮し、同じゾーンに同一地区が集中しないように抽選する。その際は、参加チームの多い地区から順次抽選とする。

#### 4 大会時使用球

使用するボールのメーカーは、株式会社モルテン（以下モルテン）製又は株式会社ミカサ（以下ミカサ）製のいずれかとし軽量4号のボールを使用する。ただし、各社新基準ボールへ移行した場合の切り替え時は、全県新人小学生バレーボール選抜大会からとする。

各種大会における詳細は次のとおりとする。

##### (1) 全県新人小学生バレーボール選抜大会

男女それぞれ別メーカーを配し、当年度の全日本小学生バレーボール大会で使用したメーカーと反対のメーカーのボールを使用する。混合は男子に準ずる。

##### (2) 全日本バレーボール小学生大会秋田県大会

男女それぞれ別メーカーを配し、前年度で使用したメーカーの反対とするが、混合は男子と同様とする。

- ・ 西暦奇数年：男子モルテン、女子ミカサ、混合モルテン
- ・ 西暦偶数年：男子ミカサ、女子モルテン、混合ミカサ

##### (3) 東北選手権出場選考大会

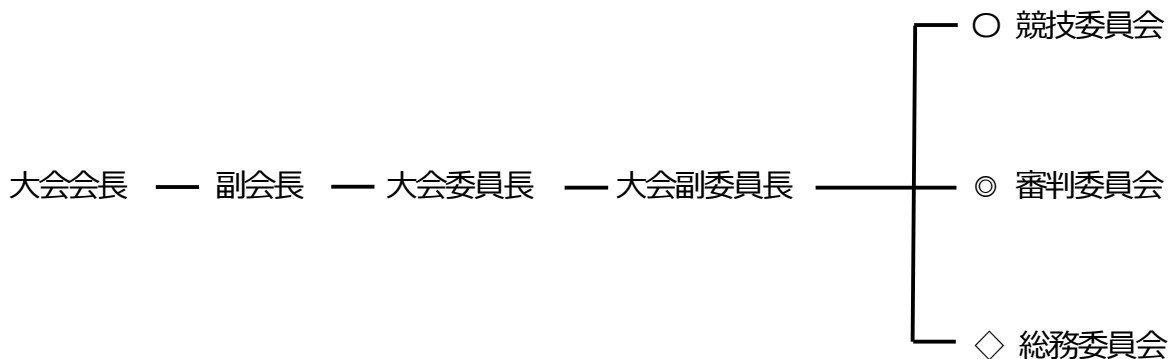
大会公認ボールであるモルテンを使用する。

##### (4) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会秋田県大会

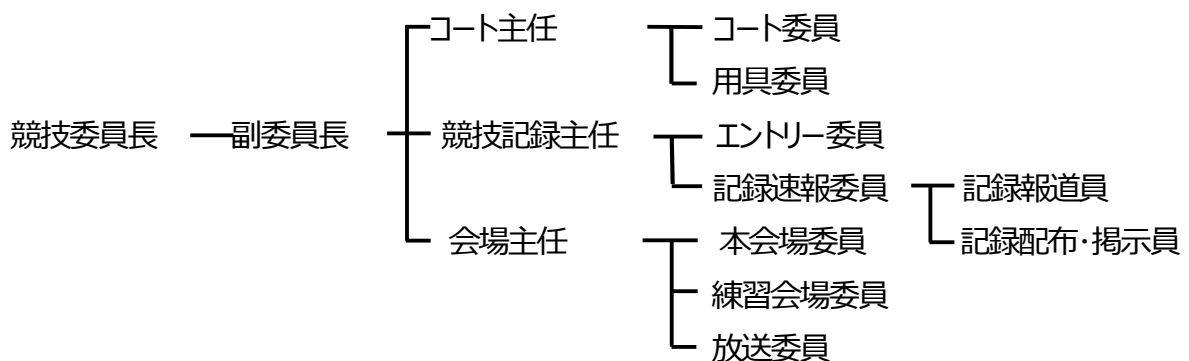
大会公認ボールであるミカサを使用する。ただし、男子は、6年に1回の東北代表決定大会時はミカサを使用し、藤田杯争奪バレーボール大会時はモルテンを使用する。

#### 5 競技・運営役員の組織および業務内容

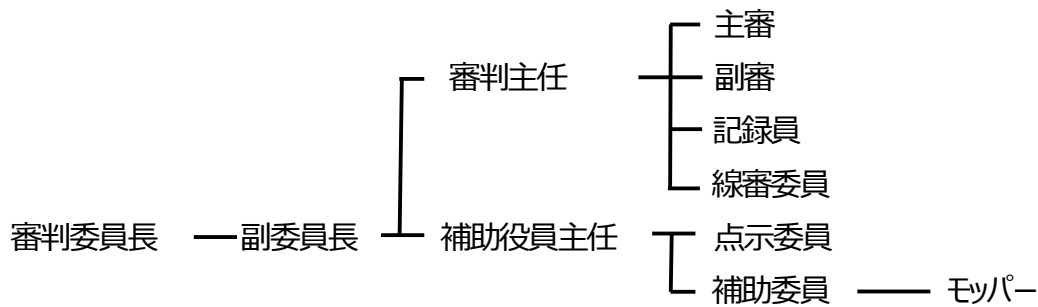
##### (1) 競技運営組織



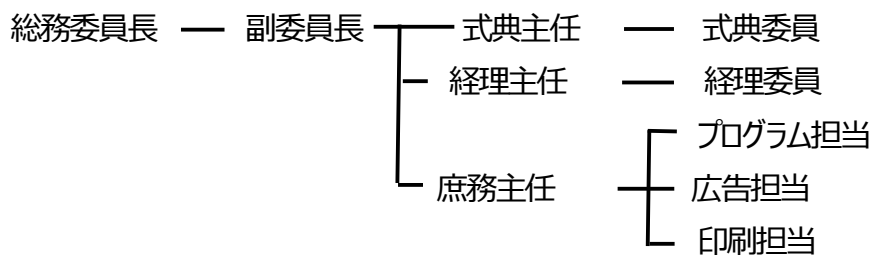
##### 〇 競技委員会



◎ 審判委員会



◇ 総務委員会



(2) 競技・運営役員の業務内容

○ 競技委員会

① 競技委員長

- ・ 競技委員長は、競技会の運営・進行をつかさどり、申込選手の変更、会場の変更、競技会の中止、延期等「競技運営に関する一切の問題」についての最終決定に関与する。
- ・ 競技会に必要な要項・諸注意の作成及び徹底
- ・ 競技会場、競技会期間、競技会日程の決定
- ・ 「大会参加申込書」の受理及び点検
- ・ 「組み合わせ表」の作成並びに「組み合わせ抽選」の実施及び発表
- ・ 「エントリー変更届」を受理及び点検
- ・ 競技施設及び用具等の設置並びに点検及び準備、また撤収
- ・ 抽選会組合せ結果及び試合結果の連絡
- ・ 競技記録を整理及び保管
- ・ 各競技委員の業務を分担及び指揮・統括

② 競技副委員長

競技委員長を補佐し、各会場では委員長の代行として、その会場の競技運営にあたる。

③ コート主任

- ・ コートを設置し、コートに関する全ての点検確認を行う。(床面の安全について配慮すること。)
- ・ ネットの高さ、張り具合、ネットの両端の処理
- ・ サイドバンド・アンテナの位置点検
- ・ 前日までに使用球の確認および割り振り・気圧測定

- ・ プラカード、チームプレート、ラインジャッジフラッグ等の競技用具の管理

④ 競技記録主任

- ・ エントリー受付業務
- ・ ベンチスタッフ変更一覧表の作成及び競技委員長への報告
- ・ 競技記録の管理（順位決定等を含む。）
- ・ 試合結果の集約と速報板（組み合わせ表）への記入
- ・ 他会場の記録確認
- ・ 試合結果の役員・チーム・報道主任への配布
- ・ 点示用チーム名の作成（観客席からチーム名がわかるように大きく書く。）

⑤ 会場主任

- ・ 競技・練習会場等の施設の統括
- ・ 本会場における競技会名称の「看板」及び「旗」の位置確認
- ・ 競技場内の諸規則（採光・換気等）の確認
- ・ 練習コート割当表の作成および配布（参加チームへ送付）
- ・ 伝達放送について、放送委員への指導・援助

◎ 審判委員会

① 審判委員長

- ・ 審判規則が厳守されるよう監視し、規則の解釈の問題、疑義の発生等のすべての競技上の問題について解決・判断・決定
- ・ 各試合の審判員と記録員を割当て
- ・ 大会前日までの試合球点検
- ・ 各競技会場の点検
- ・ 試合中はコントローラーとして着席し、試合終了後は当該審判員の指導助言にあたる。

② 審判副委員長

- ・ 審判委員長を補佐し、各競技会場では、審判委員長の代行としてその任務にあたる。
- ・ 審判研修会の会場、役員、モデルチーム等の準備及び運営

③ 補助役員主任

線審員、点示員、モッパー、ボール・リトリバーの指導養成及び割当表の作成

◇ 総務委員会

① 総務委員長

競技・審判に関する事項以外のすべての統括及び掌握

② 総務副委員長

- ・ 委員長の補佐及び総務委員との連絡・調整
- ・ 外部関係団体との連絡・調整
- ・ 競技・運営役員、補助員の出欠の確認
- ・ その日ごとの全試合終了後における反省事項の確認及び取りまとめ

- ・ 式典方法（開・閉会式）の企画立案および実施
  - ・ 表彰関係全般の準備と確認
- ③ 経理主任
- ・ 大会運営諸経費の支出に関する事項の統括
  - ・ 各種経費の支払
  - ・ 大会運営費決算書の作成

## **6 他都道府県からの移籍選手の人数制限について**

### **① 登録選手の制限**

新年度の登録の際に他の都道府県から移籍してきた選手が、ベンチ内に登録選手の三分の一以内とする。

### **② コート内出場選手の制限**

新年度の登録の際に他の都道府県から移籍してきた選手が同時にコートに入ることができるのは2人以内とする。

ただし、他の都道府県在住であっても、新規登録選手及び前年度までの移籍及び新規登録選手は人数制限の対象に含まれない。

## **7 二都道府県以上にわたる競技会開催について**

- ① 二都道府県以上にわたる競技会（交流会も含む）を開催する場合は、主催する団体が当該競技会の要項を添付の上、実施の二カ月前まで関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に、メールで日小連が指定する「二都道府県以上にわたる競技会開催計画書」を提出しなければならない。
- ② 主催者は、日小連から受理済みとして返送された①の競技会開催計画書を添付するなどして、参加チームに所定の手続きがなされていることを周知すること。なお、主催者が提供・販売するプログラムには、掲載する努力義務を要する。
- ③ 当該競技会の協力 / 関係チームは、主催者が県小連関係者以外の団体または個人であっても、「二都道府県以上にわたる競技会開催計画書」提出の必要性を進言し、提出先を助言しなければならない。また、参加しようとするチームは、それぞれ、日小連に①の競技会開催計画書が提出されているかを確認し、提出されていない場合は当該競技会に参加することはできない。

## **8 その他**

- ・ 大会開催前に感染症等によりエントリーチームの1/3が棄権した場合は、大会を中止する場合がある。
- ・ 県小連が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会に参加するベンチスタッフは、JVA-MRS登録および県小連へ加盟登録され、且つ、宣誓書を提出した者に限る。但し、小学生がマネージャーに入る場合はJVA-MRS登録のみ要する。

## 附則

この要綱は平成27年4月4日から施行する。

この要綱は平成28年4月2日から施行する。(一部改正)

この要綱は平成31年4月4日から施行する。(全部改正)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。(一部改正)